

選挙に行こう!

参議院議員選挙

公示日 6月22日(水)
投票日時 7月10日(日)午前7時～午後8時(市内10投票所)
開票日時 7月10日(日)午後9時～(スポーツセンター)

選挙権年齢が18歳に引き下げられます

今回の参議院議員選挙から、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられます。選挙権年齢の引き下げは、70年ぶりの大規模な制度改正です。

大切な一票、棄権せずにぜひ投票をお願いします。

羽村市で投票できる方

■ 満18歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方

■ 羽村市の選挙人名簿に登録されている方

次の条件すべてに該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

- ① 平成10年7月11日までに生まれた方
- ② 平成28年3月21日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方

羽村市で投票できない方

次の方は羽村市の選挙人名簿に登録されませんので、羽村市では投票できません。

■ 平成28年3月22日以降に転入届出をした方

期日前投票の利用を

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。

日時 6月23日(木)～7月9日(土)の午前8時30分～

午後8時

会場 市役所分庁舎1階第1会議室

持ち物 入場整理券

※入場整理券は、有権者一人ひとりに郵送します。

届いていない場合や忘れた場合は、受付へ申し出てください。

※期日前投票を行うには、期日前投票請求書(宣誓書)が必要です。入場整理券の裏面の下に印刷してありますので、必要事項を記入し持参してください。

※期日前投票請求書(宣誓書)は会場にもあります。

不在者投票

投票日に、指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方や、羽村市外に滞在している方は、病院などの施設や滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持ち、一定の要件に該当する方または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などで在宅のまま投票することができます。制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 555-1111

☎ 682

東京都ひきこもり

サポートネット訪問相談

「東京都ひきこもりサポートネット」では、電話やメールでの相談に加え、ひきこもりの問題を抱えている家庭を訪問し、相談に応じる事業を行っています。

訪問相談の対象家庭

次のすべてを満たす家庭

- ① ひきこもりの本人が都内在住
- ② ひきこもりの本人の年齢が義務教育終了後の15歳からおおむね34歳まで
- ③ 6か月以上ひきこもり状態が続いている

注意

- 訪問相談を希望する方は、まず羽村市児童青少年課に問い合わせてください。
- 訪問相談は無料で、1人おおむね5回まで受けることができます。
- 詳しくは、「東京都ひきこもりサポートネット」ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 児童青少年課児童青少年係 ☎ 262 / 東京都青少年・治安対策本部青少年課 ☎ 03

15388-2257



ひとり親家庭（母・父）の自立を応援します！

問合せ 子育て支援課支援係④ 239

自立支援教育訓練に対する支給

就職に必要な資格や技能を取得するために、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合、修了後に受講費用の一部を支給します。

対象 市内在住で、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
- 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がない方
- 就職に結びつけるために当該講座の受講が必要であると認められる方
- 過去に教育訓練給付金を受給していない方

対象講座 医療事務・介護職員初任者研修（旧・ヘルパー2級）・調理師・税理士など厚生労働省雇用保険制度における教育訓練給付の指定講座

支給額 受講費用の60%（1万2001円～20万円）

申込み 受講開始前に、事前相談が必要です。受講1か月前までに電話で子育て支援課へ予約してください。

事前相談には、受講する講座の資料を持参してください。

※受講後の申込みは受け付けません。

高等職業訓練に対する支給

修業年限1年以上の養成機関で、次の資格を取得する場合に支給します。

対象 市内在住で、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
- 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業することで、資格取得が見込める方
- 仕事または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
- 過去に同じ職業訓練促進給付金（旧・高等技能訓練促進費）を受給していない方

対象資格 看護師（准看護師）・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・理容師・美容師・そのほか市長が特に認める資格

※介護福祉士・保育士の資格取得を考えている方は、公共職業安定所（ハローワーク）の求職者支援制度の活用を検討してください。

支給期間 修業する期間のうち3年間

支給内容

- ① 高等職業訓練促進給付金（月額）
- 市民税非課税世帯 10万円
- 市民税課税世帯 7万5000円

② 訓練修了支援給付金

□ 市民税非課税世帯 5万円

□ 市民税課税世帯 2万5000円

申込み 養成機関入学前に事前相談が必要です。入学1か月前までに電話で子育て支援課へ予約してください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親および、ひとり親家庭の児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を支給します。

対象 最終学歴が中学校卒のひとり親家庭の親で、児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方。ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童で、親が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方。

支給額 最大で受講費用の60%を支給（上限15万円）

申込み 事前相談が必要です。電話予約の上受講1か月前までに事前相談を受けてください。受講対象講座のパンフレットなどを持参してください。

ウェルカムベビー

クーポン券を交付します

子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、また、市内商業の活性化を図るために、対象の方へ「ウェルカムベビークーポン券」を交付します。

これは、市内商業協同組合に加盟している店舗で使用できる2万円分のクーポン券です。対象となる方は、ぜひ申請してください。

対象 平成27年度中に妊娠届出書を提出した方で、申請日現在、羽村市に住民登録している方

※母子健康手帳の交付年月日が平成27年4月1日～平成28年3月31日の方です。

申請日時 7月1日（金）～11月30日（土）

日曜日、祝日を除く）の午前9時～正午、午後1時～5時

申請方法 母子健康手帳を持参し、直接申請窓口へ

申請窓口 市役所2階子育て支援課支援係

クーポン券の有効期間

7月1日（金）～12月31日（土）

問合せ 子育て支援課支援係④ 235